

令和4年度委託に関する個別労務報酬下限額の設定の調整経過について

業務内容	担当課	調整結果	事務局案
公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	公園緑地課	<緑進会の意見> ・令和4年度の労務報酬の引き上げ額はコロナ禍の影響も考えて2%の21~22円程度と考えております。	現在の労務報酬下限額¥1,053円から <u>22円引き上げて¥1,075円</u> とする。
街路樹維持管理 (街路樹等の補助作業員除く)	道路交通課	・意見は特にありませんでした。	現在の労務報酬下限額¥1,060円から <u>22円引き上げて¥1,082円</u> とする。
下水管渠清掃清掃 (補助作業員除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	下水道課	・特に具体的な金額の提示はありませんでした。 ・下限値の変動により、それに関連する経費や税も連動するため、報酬だけの話ではないことや、仮に今以上の値に設定された場合には、経営的につらくなっていく部分が出る可能性があるとの話がありました。昨年同様の上昇であれば、現時点でそれよりも多く支払っていることから、対応可能です。	現在の労務報酬下限額 <u>¥1,328円</u> のまま据え置きとする。
可燃物等収集運搬業務	ごみ対策課	・下限額は現状維持が望ましい。	現在の労務報酬下限額¥1,073円から <u>10円引き上げて¥1,083円</u> とする。
学校給食センター調理等業務 学校給食配送業務委託 学校給食配膳業務委託	学校給食センター	・現状で考えると、10円以内のアップなら、改定等しなくてもクリアできる。	調理等業務・配送業務は <u>10円引き上げて¥1,090円</u> 配膳業務は <u>25円引き上げて¥1,075円</u> とする。